

○農林水産省告示第九百三十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年五月十一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後			改 正 前		
（検査証明書を必要とする国） 第五条 法第六条第一項第一号の植物検疫について政府機関を有しない国は、次に掲げられていない国である。 インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、ラオス、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノル			（検査証明書を必要とする国） 第五条 法第六条第一項第一号の植物検疫について政府機関を有しない国は、次に掲げられていない国である。 インド、インドネシア、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、ラオス、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、英領チャネル諸島、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィ		

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準

植物の種類	一五 (略)		検疫有害動植物	措置
	六 前各号に掲げるもの以外の植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	一五 (略)		
	2 前号に掲げるものの以外の植物	1 (略)	(略)	(略)
	オンプバッタ	(略)	キク半身萎ちよう病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌	(略)

ウエー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アメリカ領バージン諸島、アルゼンチン、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、英領バージン諸島、エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、タックス諸島・カICOS諸島、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ベルー、ボリビア、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、モントセラト、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トケラウ諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージールランド、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フランス領ポリネシア、マーシャル、ミクロネシア、ワリス・フテュナ諸島

別表第二 第三条第一項第四号の規定する措置の基準

植物の種類	一五 (略)		検疫有害動植物	措置
	六 前各号に掲げるもの以外の植物及びその部分であつて栽培の用に供するもの	一五 (略)		
	2 前号に掲げるものの以外の植物	1 (略)	(略)	(略)
	オンプバッタ、キスジノミハムシ	(略)	キク半身萎ちよう病菌、カーネーション萎ちよう細菌病菌	(略)

ンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、バミューダ諸島、アメリカ領バージン諸島、アルゼンチン、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、英領バージン諸島、エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、セントルシア、タックス諸島・カICOS諸島、チリ、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、プエルトリコ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ベルー、ボリビア、ホンジュラス、マルティニーク、メキシコ、モントセラト、アメリカ領サモア、オーストラリア、北マリアナ諸島、キリバス、グアム、クック諸島、サモア、ソロモン、ツバル、トケラウ諸島、トンガ、ナウル、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージールランド、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、フランス領ポリネシア、マーシャル、ミクロネシア、ワリス・フテュナ諸島

十五～十七 (略)			十三 (略)	十四 殻果類の種子等で あつて栽培の用に供さ ないもの	十一 (略)			十 生果実及び生野菜	七～九 (略)
(略)	2 (略)	1 くり、くるみ等	(略)		(略)	6 ～ 9 (略)	4 ココやし、ドリ アン、バナナ、パ インアップル等 5 アボカド、パ イヤ、マンゴウ、 りゅうがん、れい し等	1 ～ 3 (略)	(略)
(略)	(略)	キディア・カリアナ、 クルクリオ・ダウイ ディ、クルミマドラ マイガ、クルミミバ エ	(略)		(略)	(略)	クロスジコバネア ブラムシ、ココア ホソガ、バナナコ ナカイガラムシ シ フイトフトラ・シ ナモミ、アボカド 斑点細菌病菌	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	(略)

十五～十七 (略)			十三 (略)	十四 殻果類の種子等で あつて栽培の用に供さ ないもの	十一 (略)			十 生果実及び生野菜	七～九 (略)
(略)	2 (略)	1 くり、くるみ等	(略)		(略)	6 ～ 9 (略)	4 ココやし、ドリ アン、バナナ、パ インアップル等 5 アボカド、パ イヤ、マンゴウ、 りゅうがん、れい し等	1 ～ 3 (略)	(略)
(略)	(略)	キディア・カリアナ、 クリミガ、クルクリ オ・ダウイディ、ク ルミマドラマイガ、 クルミミバエ	(略)		(略)	(略)	クサギカメムシ、ク ロスジコバネア ブラムシ、ココア ホソガ、バナナコ ナカイガラムシ シ フイトフトラ・シ ナモミ、アボカド 斑点細菌病菌	(略)	(略)
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)	(略)

備考 (略)	九〇十七 (略)	八 臭化メチル倉 庫くん蒸	方法 一〇七 (略)	検疫有害動植物の 種類 (略)	実施方針の基準			摘要 (略)
					薬量又は 濃度 (略)	処理時間 (略)	温度 (略)	

備考 (略)	九・二十 (略)	(略)	2 まだけ、もうそ うちく等 (略)	ダイノデルス・ブレ ウイス (略)	(略)			
						(略)		
							(略)	
								(略)

備考 (略)	九〇十七 (略)	八 臭化メチル倉 庫くん蒸	方法 一〇七 (略)	検疫有害動植物の 種類 (略)	実施方針の基準			摘要 (略)
					薬量又は 濃度 (略)	処理時間 (略)	温度 (略)	

備考 (略)	九・二十 (略)	(略)	2 まだけ、もうそ うちく等 (略)	タケトラカミキリ、 ダイノデルス・ブレ ウイス (略)	(略)			
						(略)		
							(略)	
								(略)